

蛍光管の分別収集について

1 分別収集の必要性・経緯

- ・ 蛍光管中に含まれる水銀は、環境中に放出されると生態系に悪影響を及ぼす可能性があり、平成29年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が施行された。
- ・ 令和7年3月に、名古屋市の富田工場にて3炉ある全ての焼却炉が排ガス中の水銀濃度が自主基準値を超過し、焼却炉を停止する事態が発生した。
- ・ 尾張東部衛生組合（瀬戸市・尾張旭市・長久手市で構成する一部事務組合）では、法令に基づき年2回測定しているが、名古屋市と同様の事態が発生すれば、構成3市のごみ処理に影響が出る恐れがある。
- ・ これまで水銀含有量の低い蛍光管は晴丘センターにおいて破砕処理してきたが、今後、家庭から排出される蛍光管も分別収集するよう排出方法を変更する。

2 既に市が分別収集している水銀使用製品

- (1) 品目：体温計（水銀含有量1g／本）、血圧計（水銀含有量50g／台）
- (2) 収集方法：市役所環境課又は環境事業センターへ持参
- (3) 処理方法：構成市3市の水銀使用製品を晴丘センターに集約し、晴丘センターから資源化事業者へ引き渡し。鉄くず・アルミ原料や金属水銀として再資源化。

3 新たに実施する蛍光管の分別収集方法

	現行	変更後
品目	使用済み蛍光管 (水銀含有量約6mg／本)	使用済み蛍光管（直管形、丸管形、ツイン形、コンパクト形、電球形）
収集方法	月1回、地域集積所で 燃えないごみとして収集	サイクルひろばクルクルにて 資源ごみとして収集
処理方法	晴丘センターで破砕処理	・晴丘センターに集約し、晴丘センターから資源化事業者へ引き渡し。 ・アルミ・ガラス・レアアース原料や金属水銀として再資源化
時期	令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から

- ※ 一般家庭からの排出に限定（事業系ごみは対象外）
- ※ 直管形は長さ1.2mまで（それ以上の長さの場合は粗大ごみ）
- ※ 割れている蛍光管は燃えないごみで排出
- ※ リサイクルひろばクルクルに持ち込むことができない方は、これまでと同様、燃えないごみでの排出可（指定袋に入れて。1m以上は粗大ごみ）
- ※ 晴丘センターへの直接持ち込み可（燃えないごみとして受付け）

4 周知方法

- (1) 令和8年度ごみの出し方へ掲載（広報3月号と同時に全戸配布）
- (2) 広報おわりあさひ3月号へのお知らせ記事掲載
- (3) 公共施設へのポスター掲示
- (4) 市公式LINEの配信
- (5) 市ホームページ掲載